

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	平成31年4月28日 02時00分ごろ
発生場所	関門港若松区 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位189°1,210m付近 （概位 北緯33°55.8′ 東経130°50.9′）
インシデントの概要	漁船 <sup>だいき</sup> 大力丸は、漂流中、船内電源を喪失して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 大力丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	FO3-33606（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機関を中立とし、漁獲物の選別をしながら漂流中、作業灯などが消灯した。</p> <p>船長は、機関室を見たところ、警報ランプが点灯し、バッテリーに給電する機関駆動のオルタネータの取付けねじが折損して外れ、駆動用のベルトが緩んでいるのを認め、バッテリーへの充電が行えない状態であることが分かった。</p> <p>本船は、船長が、操舵装置などが作動せずに運航不能になったことを認識し、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇に横抱きされて定係地に戻った。</p> <p>船長は、オルタネータの取付けねじの折損が、経年劣化によるものではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、機関駆動のオルタネータの取付けねじが折損により外れ、駆動用ベルトが緩んでオルタネータが作動しなかったことから、バッテリーへの充電が行われずにバッテリー容量が低下して船内電源を喪失し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>オルタネータの取付けねじは、経年劣化により折損した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、機関駆動のオルタネータの取付けねじが折損により外れ、駆動用ベルトが緩んでオルタネータが作動しなかったため、バッテリーへの充電が行われずにバッテリー容量が低下して船内電源を喪失したことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機関駆動のオルタネータ取付け状況の点検を、定期的に行うこと。</li></ul>
--------------	--